

第二十六号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年まで」に改め、同項第一号中「二万九千四百円」を「三万二千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「四万四千円」を「四万八千六百円」に改め、同項第四号中「五万二千九百二十円」を「五万八千三百二十円」に改め、同項第五号中「五万八千八百円」を「六万四千八百円」に改め、同項第六号中「七万五百六十円」を「七万七千七百六十円」に改め、同号イ中「と（いう。）」の下に「（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第三十八条第四項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第七号中「七万六千四百四十円」を「八万四千二百四十円」に改め、同号イ中「百九十万円」を「二百万円」に改め、同項第八号中「八万八千二百円」を「九万七千二百円」に改め、同号イ中「二百九十万円」を「三百万円」に改め、同項第九号中「九万四千八十円」を「十一万百六十円」に改め、同項第十号中「十万二千九百円」を「十二万三千百二十円」に改め、同項第十一号中「十一万七千七百二十円」

を「十三万六千八十円」に改め、同項第十二号中「十二万三千四百八十円」を「十四万九千四十円」に改め、同項第十三号中「十三万五千二百四十円」を「十六万二千円」に改め、同項第十四号中「十四万七千円」を「十七万八千二百円」に改め、同項第十五号中「十五万八千七百六十円」を「十九万四千四百円」に改め、同条第二項中「平成二十七年年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年年度から平成三十二年年度まで」に、「二万六千四百六十円」を「二万九千百六十円」に改める。

第五条第三項前段中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第二十条中「前四条」を「第十六条から前条まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条の規定は、平成三十年年度分の保険料率から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

(説明)

平成三十一年度から平成三十二年までの各年度における保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の改正を踏まえ、第一号被保険者の保険料段階の判定について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。